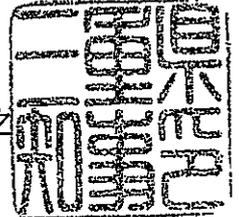


「三重県文化振興計画（仮称）」の策定について、三重県文化振興条例（令和5年9月26日三重県条例第33号）第31条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和5年10月27日

三重県知事 一見 勝之



（諮問理由）

本県では、令和5年9月、貴審議会からいただいた答申を踏まえ、県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育み、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現を目指し、三重県文化振興条例（以下、「条例」という。）を制定しました。

文化は、人々の心に感動や喜び、安らぎを与えるとともに、日々の生活に生きがいや潤いを与えてくれるものであり、県民が心豊かな生活を送る上で必要不可欠なものです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県民の皆さんが文化や芸術に関わる機会が減少し、その意識や行動、暮らしにも大きな影響を与え、今なおその痛手からは回復途上にあります。

そうした状況の中で、県民一人ひとりが文化活動の主役であることを改めて認識するとともに、自主的な文化活動が活発に行われ、誰もが文化や芸術にふれ親しむことができるような環境づくりに取り組むことが、より一層重要なものとなっています。

また、人口減少や少子高齢化など、地域社会が大きく変化していく中で、地域の文化の担い手の育成に取り組むことや、文化の持つ力を生かし、観光やまちづくりなど様々な分野における施策と連携して取り組むことなど、これまで以上に戦略的に文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下、「文化の振興等」という。）に関する施策を展開することが求められています。

これまでの取組や課題を踏まえ、引き続き、本県の文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、条例第9条に基づく「三重県文化振興計画（仮称）」の策定について、貴審議会に諮問いたします。

「三重県文化振興計画（仮称）」策定に向けたスケジュール（予定）

○令和5年

- 9月26日（火） 「三重県文化振興条例」公布及び施行
- 10月13日～10月27日 計画に関するアンケート調査の実施
- 10月27日（金） 令和5年度第1回三重県文化審議会
・「三重県文化振興計画（仮称）」の策定について諮問
- 11月29日（水） 令和5年度第2回三重県文化審議会
・「三重県文化振興計画（仮称）」素案の審議
- 12月中旬～1月中旬 パブリックコメント、市町等への意見照会

○令和6年

- 2月 令和5年度第3回三重県文化審議会
・「三重県文化振興計画（仮称）」最終案（答申案）の審議
- 3月中旬 知事への答申
- 3月下旬 教育委員会への意見照会
- 3月下旬 「三重県文化振興計画（仮称）」策定（公表）

「新しいみえの文化振興方針」の取組状況と課題

令和5年度までの取組方向を示した「新しいみえの文化振興方針」に基づき、人材育成や文化の拠点機能の強化など5つの方向性で施策を展開しました。

これまでの取組状況と今後の課題については、以下のとおりです。

施策の方向性1 人材の育成

<ねらい> 次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ

<取組方向> 次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント人材、舞台技術者等）の育成

【取組状況】

子どもたちに優れた文化にふれる機会を提供するため、各学校に実演家等を派遣する事業を実施したほか、県立文化施設において、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から児童生徒を幅広く受け入れ、三重の文化・歴史にふれる機会を充実させました。

また、若手のアーティストの育成においては、演劇界の第一人者を講師に迎え、ワークショップ等を通じて戯曲の構造について学ぶことができる集中講座を実施したほか、県内のアマチュア演奏家がプロから直接指導を受けることできる演奏指導事業を実施しました。

文化振興を担う専門人材の育成においては、文化施設や文化団体等の関係者を対象とした講座や市町の文化施設担当者を対象とした舞台技術講座を実施しました。

【課題】

- ・ コロナ禍による人材育成事業の実施数及び参加者の減
- ・ 高齢化や社会変容に伴い、担い手が不足している伝統芸能などの講師の確保
- ・ 障がいのある方、学校の社会見学・遠足など、利用者のニーズに合わせた職員の対応能力の向上及び観覧環境の整備
- ・ 三重県文化賞などの顕彰制度の認知度向上と幅広い分野の掘り起こし
- ・ 少子高齢化が進む中で、次代を担う子どもたちが文化にふれ親しむ機会のより一層の充実

施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用

<ねらい> 文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり

<取組方向> 国史跡齋宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

【取組状況】

国史跡齋宮跡について、史跡にふさわしい利活用を図るため、発掘調査等の成果に基づいて、平安時代の齋宮を再現し、訪れる人に体感してもらえるよう、「さいくう平安の杜」として復元建物3棟を整備しました。

さらに、新たな発掘調査方針を策定し、これに基づいて調査を進めた結果、飛鳥時代と奈良時代の齋王の宮殿と考えられる建物群を発見しました。

文化財をはじめとした地域の様々な文化資源については、本県における文化財の保存・活用・継承などについて定めた「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、適切な保存を進めるとともに、その魅力を活用した取組を展開しました。

また、伊勢街道や熊野街道などの歴史街道やまちかど博物館など、地域の文化資源を生かしたまちづくりの取組を支援しました。

【課題】

- ・ 「さいくう平安の杜」について、地元と連携しながら更なる利活用と情報発信が必要
- ・ 齋宮の実態解明に向けた、国史跡齋宮跡における発掘調査の推進
- ・ 「三重県公文書等管理条例」に基づき、歴史資料として重要な情報が記録された文書等（特定歴史公文書等）の適切な保存と県民の皆さんの利用の促進
- ・ 県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、市町による「文化財保存活用地域計画」の策定の支援
- ・ 文化資源を活用したまちづくりなど、地域住民等の主体的な活動への更なる支援

施策の方向性3 新たな価値の創出

<ねらい> 文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上

<取組方向> 文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

【取組状況】

広域的な連携の取組として、北海道命名150年及び松浦武四郎生誕200年を契機として、北海道と本県の間で松浦武四郎の活動を通じた文化交流事業を実施しました。

文化資源の活用について、齋宮歴史博物館、地元明和町、明和観光商社など多様な主体と連携しながら、国史跡齋宮跡に係る情報発信や観光誘客につなげる取組を実施しました。

また、県内の映画団体やフィルムコミッションと連携し、市川崑監督など、本県にゆかりのある映画の偉人顕彰を実施し、県内映画団体の活動の紹介を通じて、ロケ地や関係施設訪問など観光誘客の促進を図りました。

さらに「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の成立を受け、県内で文化観光を構築していくための方策について検討を進めました。

【課題】

- ・ 「文化芸術基本法」や「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の主旨を踏まえ、観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の促進
- ・ 県庁各部局が所管する施策との連携を進めるとともに、その成果を共有できる仕組みの構築
- ・ 文化政策に関する専門的な知識や文化団体等とのネットワークを有する専門機関を活用した文化政策の検討が必要
- ・ 県内での文化観光を実現していくため、様々な主体と連携しながら、県立文化施設が中核となった具体的な取組の検討が必要

施策の方向性 4 情報の受発信

<ねらい> みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上
<取組方向> ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

【取組状況】

県の文化に関する施策等を紹介するホームページ「三重の文化」や Twitter、Facebook において、県立文化施設や文化団体、文化人など、県内の魅力的な文化情報を発掘し、積極的に情報を発信しました。

また、県内各地の古地図・鳥観図等と現在地を、スマートフォンやタブレットで見比べながら街歩きを楽しむことができる Web コンテンツを提供するなど、新たな楽しみ方を提供し、県内外からの誘客の促進を図りました。

コロナ禍により来館できない利用者に向けて、Twitter による所蔵品の紹介や自宅でも楽しめる動画などを配信しました。

【課題】

- ・ 地域の文化活動など、さまざまな機会を活用した文化情報の収集・発信
- ・ ユーザーの需要を分析し、効果的な情報発信を行う能力の向上
- ・ 2025 年に開催される「関西万博」を見据え、三重の多様で豊かな文化の魅力について、近隣府県と連携した情報発信
- ・ 多様な情報媒体を活用した情報発信

施策の方向性5 文化拠点機能の強化

<ねらい> 市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成

<取組方向> 各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

【取組状況】

各県立施設において、芸術性・専門性の高いサービスとともに、多彩なテーマでの企画展の提供、本県ゆかりのアーティストとの協働による展覧会の開催、県民参加型事業などを実施したほか、人材育成での協力、SNSによる情報発信、広報誌の発行、企画展での連携事業の実施など、集積の利点を生かした取り組みを展開し、各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化を図りました。

また、文化財や地域資料などの文化資産の防災・減災対策を検討するため防災分科会を設置し、三重県文化資産防災ネットワークとして、普及啓発パネル展を開催しました。

【課題】

- ・ コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演、講座の実施による、文化にふれ親しむ機会の充実
- ・ 多様で魅力的な企画展の開催や学びたい時に学べる環境を提供するため、収蔵資料と調査研究の充実及びその体制整備
- ・ 自宅でも楽しめる動画の配信など SNS を活用した情報発信やオンライン講座、資料のデジタル化などの推進
- ・ 県立文化施設の集積の利点を生かした効果的な連携取組の更なる推進
- ・ 市町や県内文化団体との情報共有等、連携取組の推進
- ・ 県立文化施設の周年事業を契機とした文化や芸術にふれ親しむ機会の創出

○ 三重県の文化を取り巻く環境

(1) 国の動き

① 文化芸術基本法の改正(H29.6)

(改正趣旨)

- 文化芸術の振興にとどまらず、**観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取りこむ**。また、**文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承・発展及び創造に活用**。

② 文化財保護法の改正(H30.6)

(改正趣旨)

- 過疎化、少子高齢化などを背景とした、**文化財の滅失、散逸等を防止するため、地域社会総がかりで**、その継承に取り組むため、**地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化**を図る。

③ 文化観光推進法の制定(R2.5)

(制定趣旨)

- 文化・観光の振興、地域の活性化**には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外の来訪促進が重要であり、**文化観光拠点施設※を中核とした地域における文化観光を推進**。(※博物館、美術館、寺社仏閣など)

(2) 社会環境

- 人口減少や少子高齢化の進行、娯楽の多様化などにより、**地域の文化を担う人材の不足、コロナ禍による文化活動の停滞**。

(参考) 県立文化施設の利用者数 140万人(R1) ⇒ 51万人(R2) ⇒ 65万人(R3)
⇒ 91万人(R4)

(3) 条例検討時に実施したアンケート等調査結果

実施時期：令和4年7月 調査対象：県民(1,532件)、文化団体等(169件)、市町

- 今後、県が力を入れるべき施策については、「子どもたちが文化芸術や伝統文化に触れる機会を充実すること」が最も多く、続いて「魅力ある展覧会や公演、講座等を開催すること」が多いことから、**文化にふれ親しむ環境づくり**に取り組んでいく必要がある。
- 文化芸術を担う人材を育成支援する県への期待や祭りなど地域の伝統的文化の担い手や継承者の不足を懸念する意見が多かったことから、**人材の育成**について取り組んでいく必要がある。
- 「本県の歴史的資産等に誇りや愛着を感じているか」については、約90%の方が「感じている」と回答していることから、**地域の歴史的資産等の保存・活用・継承**に取り組んでいく必要がある。
- 文化を生かしたらよいと思う分野については、「まちづくり(地域の活性化)」が最も多く、続いて「観光」が多いことから、**文化を活用した地域や産業の活性化**に取り組んでいく必要がある。
- 文化団体等を対象としたアンケートでは、今後、県が力を入れるべき施策については、「文化芸術活動に対する財政支援」が最も多く、支援のあり方も含めて、必要な措置について検討する必要がある。
- 市町からは、文化財の保護・活用や文化の情報発信など複数の分野で県との連携を期待する意見があり、引き続き、連携に取り組んでいく必要がある。

(4) 三重県文化振興条例の制定

- 社会環境の変化や国の動きなどを踏まえ、**三重の特性に応じた施策を継続的、総合的に推進していくため**、さらに、**観光や地域づくりなど地域社会の活性化につなげていくため**、令和5年9月、「三重県文化振興条例」を公布、施行。

○ 計画において取り組むべき課題とめざすべき姿

◆取り組むべき課題

- コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

◆めざす姿

文化の力で魅力と活力あふれる新しいみえ(仮)

文化にふれ親しむことを通じて、県民の皆さん一人ひとりがふるさと三重に対する誇りと愛着を育み、将来にわたって幸せを感じることができる、活力ある新しい三重づくりに取り組み、「文化の力で魅力と活力あふれる新しいみえ(仮)」の実現を目指す

◆めざすべき姿を実現するための4つの基本方針

環境をつくる

人を育てる

歴史をつなぐ

文化を生かす

◆計画期間

令和6年度から令和8年度まで(3年間)

「三重県文化振興計画（仮称）」の骨子案

○ 計画策定の趣旨

「新しいみえの文化振興方針」がその対象期間を終了することに伴い、これまでの取組状況を踏まえ、引き続き本県の文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下、「文化の振興等」という。）に取り組むため、三重県文化振興条例（以下「条例」）に基づき、本計画を策定します。

○ 計画の位置づけ

本計画については、条例第9条に規定する、文化の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための文化の振興等に関する基本的な計画として位置づけるとともに、本県の総合計画である「強じんな美（うま）し国ビジョンみえ」、「みえ元気プラン」を文化政策の観点から具体化する個別計画として位置づけます。

また、本計画については、「文化芸術基本法」第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置づけるものとなります。

○ 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

○ 取り組むべき課題

本県の文化を取り巻く現状、これまでの取組などを踏まえ、次の課題に取り組んでいきます。

- ・ コロナ禍後を見据えた、魅力的な展覧会や公演等の実施による、誰もが文化にふれ親しむ機会の充実
- ・ 人口減少や少子高齢化が進む中での文化活動の推進と人材の育成
- ・ 地域の伝統文化や文化財への関心を高めるとともに、適切な保存・活用を進め、未来に確実に継承していく取組の促進
- ・ 観光、地域づくりなど、さまざまな主体との連携を検討し、文化を切り口とした活力ある地域づくりに向けた取組の推進

○ めざす姿

本計画では、文化にふれ親しむことを通じて、県民の皆さん一人ひとりがふるさと三重に対する誇りと愛着を育み、将来にわたって幸せを感じることができる、活力ある新しい三重づくりに取り組み、「文化の力で魅力と活力あふれる新しいみえ（仮）」の実現を目指します。

文化の力で魅力と活力あふれる新しいみえ（仮）

○ 4つの基本方針

めざす姿の実現に向け、条例に基づき基本的施策を推進していくにあたって、以下の4つの基本方針を設定し、本県の文化振興に関する施策に取り組んでいきます。

- 基本方針1 環境をつくる
～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～
- 基本方針2 人を育てる
～文化を育み、継承する人材の育成～
- 基本方針3 歴史をつなぐ
～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～
- 基本方針4 文化を生かす
～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～

○ 施策の体系

めざす姿：

文化の力で魅力と活力あふれる新しいみえ（仮）

基本方針	基本施策	取組の方向性
1 環境をつくる ～文化にふれ親しみ、創造できる環境づくり～	(1) 県民の文化に対する関心及び理解の醸成	・文化に関する普及啓発・情報発信 ・文化について学び、体験する機会の充実 ・イベント等の機会をとらえた関心の醸成
	(2) 県民の鑑賞等の機会の充実	・優れた文化や芸術を鑑賞する機会の充実 ・文化に関して活動し、発表する機会の充実 ・アウトリーチ活動の推進
	(3) 高齢者、障がい者等の文化活動の充実	・高齢者の文化活動の充実 ・障がい者の文化活動の充実 ・誰もが文化にふれ親しむことができる環境づくり
	(4) 子どもたちの文化活動の充実	・子どもたちが文化にふれ親しむ機会の充実 ・学校教育等との連携
	(5) 文化活動への支援	・文化団体等のネットワークづくりへの支援 ・文化活動に対する支援情報の提供 ・新たな支援のあり方の検討
	(6) 文化施設の充実	・県立文化施設の機能の充実 ・県立文化施設間の相互連携の強化
2 人を育てる ～文化を育み、継承する人材の育成～	(7) 文化の担い手の育成及び確保	・文化の担い手やそれを支える人材の育成と支援 ・文化活動を行うための環境の整備
	(8) 顕彰	・顕彰制度の充実
3 歴史をつなぐ ～三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承～	(9) 伝統文化の保存、活用及び継承	・文化財等の保存、活用及び継承 ・伝統文化の継承及び発展
4 文化を生かす ～文化を生かした地域の活性化と魅力の発信～	(10) 文化を生かした地域の活性化	・文化資源を生かした地域活性化の支援
	(11) 文化と観光等との連携	・県立文化施設を中核とした文化観光の推進 ・文化資源を生かした観光振興施策との連携 ・伝統産業・地場産業振興施策との連携
	(12) 歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成	・三重の歴史と伝統文化を学ぶ機会の充実 ・子どもたちへの郷土教育 ・郷土の偉人の業績による誇りづくり
	(13) 三重の文化の魅力の発信と交流の推進	・三重の文化に関する情報の発信 ・ICTの積極的な活用 ・文化を通じた交流の推進

○ 計画の推進について

1 関係機関等との連携

本県の文化の振興等に関する施策を推進していくためには、文化活動の主体である県民、文化団体、文化施設、事業者、教育機関、県・市町などの行政機関が、それぞれの立場に応じて連携・協働しながら取り組んでいくことが必要です。

各主体に期待されることは次のとおりです。

(1) 県の役割

県は、本計画の策定により、取組の方向性を示すとともに、様々な主体と連携しながら、本県の文化施策を総合的に推進します。計画の推進にあたっては、産業、観光、福祉、教育などの関連分野の施策との連携を図ります。

(2) 各主体に期待される役割

県民、文化団体、文化施設、教育機関、事業者、市町の各主体が、それぞれの役割を担いながら、相互に連携、協働し活動することが期待されます。

2 県の推進体制

関係部局との横断的な連携体制の構築を図り、部局間の調整を行いながら総合的かつ効果的に各種施策を実施します。

3 進行管理

毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価・検証を行い、その結果を公表することで、PDCA サイクルによる進行管理を行います。

文化行政の所管について

本県では、平成7年度から地方自治法第158条第1項の規定に基づく三重県部制条例（以下、「部制条例」という。）において文化の振興に関することを知事部局の所掌事務として規定し、文化行政を知事部局で所管してきました。

平成19年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）が改正され、第23条第1項に条例に定めるところにより知事が管理・執行できる旨が規定された後も、引き続き、部制条例を知事部局が文化行政を所管する根拠としてきたところです。

このことについて、令和5年6月定例会月会議において、文化の所管に係る法令上の整理について、明確さを欠いているとのご指摘をいただいたところです。

この点について、国に見解を確認したところ、平成19年の地教行法改正により、職務権限の特例規定が設けられたところであり、文化に関する事務を知事が管理・執行する場合には、同規定の手続きに則り行われるべきであるとの回答が示されました。

国の見解を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を改正し、知事が管理し、及び執行することとする事務に「文化に関すること」を加え、知事部局において文化に関する事務を所管する根拠を改めて整理することとします。

（参考1）国（文化庁）の見解

- ・地方公共団体における文化に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）において教育委員会の権限とされている。
- ・一方、従来から、一部の地方公共団体においては、委任等の方法により、首長部局が文化に関する事務を管理・執行している事例も見られたところである。そうした中、文化行政について、地域の実情や住民のニーズに応じて、「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて首長において一元的に所掌することができることとする趣旨から、平成19年の地教行法改正により、職務権限の特例規定（現行の地教行法第23条）が設けられたところであり、文化に関する事務を首長が管理・執行する場合には、同規定の手続きに則り行われるべきである。

(参考2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

地教行法第23条第1項の規定に基づき、三重県教育委員会の職務権限のうち知事が管理し、及び執行することとする事務に文化に関することを加えるものです。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、<u>同項第二号に規定するスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）</u>は、知事が管理し、及び執行することとする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、<u>次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</u></p> <p>一 <u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u></p> <p>二 <u>文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u></p>

「新しいみえの文化振興方針」
に係る取組実績
(平成28年度～令和4年度)

【施策の方向性1】人材の育成（重点施策）

() は、評価指標の達成率

評価指標項目	評価指標項目の説明	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
(1)文化や芸術の鑑賞・体験事業に参加した児童生徒等の人数と満足度	①人数	30,800人	31,300人	31,800人	32,400人	32,400人	32,400人	32,400人
		33,981人 (110%)	33,007人 (105%)	33,752人 (106%)	28,916人 (89%)	15,678人 (48%)	21,458人 (66%)	27,014人 (83%)
	②満足度（4段階評価で「満足」と回答した人の割合）	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%	80.0%	80.0	80.0%
		68.6% (89%)	73.0% (94%)	76.8% (97%)	84.3% (105%)	76.9% (96%)	78.2% (98%)	89.1% (111%)
(2)文化振興に係る人材の育成を目的とした事業の実施数と参加者数	①実施数	90件	90件	90件	96件	96件	96件	96件
		99件 (110%)	84件 (93%)	92件 (102%)	89件 (93%)	60件 (63%)	66件 (69%)	83件 (86%)
	同上 ②参加者数	1,720人	1,770人	1,800人	1,830人	1,930人	1,930人	1,930人
		2,111人 (123%)	1,844人 (104%)	1,898人 (105%)	1,842人 (101%)	663人 (3%)	1,076人 (56%)	1,104人 (57%)

【施策の方向性2】歴史的資産等の継承・活用

() は、評価指標の達成率

評価指標項目	評価指標項目 の説明	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
(3)みえには他に誇る ことのできる歴史的 資産等があり、愛着を 感じていると回答した 人の割合	e-モニターアンケート により4段階評価で 「そう思う」、「どちら かといえばそう思う」 と回答した人の割合	92.1%	92.1%	92.1%	92.1%	92.1%	92.1%	92.1%
		90.2% (98%)	87.7% (95%)	87.3% (95%)	89.6% (97%)	89.7% (97%)	90.1% (98%)	89.5% (97%)
～R1 (4)文化財情報アク セス件数	三重県が管理運営す る、文化財に関する Webサイトの年間アク セス件数	210,000 件	216,000 件	222,000 件	228,000 件	—	—	—
		213,536 件 (102%)	218,189 件 (101%)	223,327 件 (101%)	206,569 件 (91%)	—	—	—
R2～ (5)文化財保存活用 地域計画に位置付 けられた国・県指 定文化財数	地域社会総がかりで保 存・活用・継承を図る ため、市町が作成する 文化財保存活用地域計 画に位置づけられた 国・県指定等の文化財 の数	—	—	—	—	40 件	80 件	120 件
		—	—	—	—	26 件 (65%)	26 件 (33%)	26 件 (22%)

【施策の方向性3】新たな価値の創出

() は、評価指標の達成率

評価指標項目	評価指標項目 の説明	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
(6)文化をものづくりや観光などの分野に生かした新規取組の実施数	文化振興課や県立文化施設がものづくりや観光などの分野でさまざまな主体と連携することにより、新商品の開発や販路の開拓、地域の文化資源を活用した観光産業の振興に寄与した取組の数	令和元年度までに2件以上				—	—	—
		0件	0件	1件	1件 (累計:2件)			
(7)新たなみえの文化の創造につながる新規取組の実施数	文化振興課や県立文化施設が行う新たなみえの文化の創造につながる三重県初の新たな事業や仕組みの数	令和元年度までに2件以上				—	—	—
		0件	1件	1件	1件 (累計:2件)			
R2～ (8)文化をものづくりや観光などの多様な分野に生かした新規取組や新たな文化の創造につながる新規取組の実施数	文化振興課や県立文化施設がものづくりや観光などの分野でさまざまな主体と連携し、新商品の開発や観光産業の振興に寄与した取組や新たなみえの文化の創造につながる三重県初の新たな事業や仕組みの数	—	—	—	—	令和5年度までに4件以上		
						1件	1件	0件

【施策の方向性4】情報の受発信

() は、評価指標の達成率

評価指標項目	評価指標項目 の説明	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		目標値						
		実績値						
(9)文化・芸術情報アクセス件数	県が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス数	87,000 件/月	93,000 件/月	99,000 件/月	105,000 件/月	123,600 件/月	129,400 件/月	135,200 件/月
		106,708 件/月 (123%)	112,291 件/月 (121%)	117,804 件/月 (119%)	123,965 件/月 (118%)	160,478 件/月 (130%)	180,042 件/月 (139%)	180,823 件/月 (134%)
(10)県立文化施設の利用者数	三重県総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター)、県立美術館、県立図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史博物館の利用者数の計	137万人	138万人	139万人	140万人	—	—	—
		146万人 (107%)	156万人 (113%)	146.3 万人 (105%)	133.8万人 (96%)			
R2～ (10)「三重の文化」に係るSNS(Twitter、Facebook)による情報発信が閲覧された数	「三重の文化」に係る、SNS(Twitter、Facebook)による情報発信が閲覧された数	—	—	—	—	45,000 件/月	47,300 件/月	49,600 件/月
						54,134 件/月 (120%)	57,832 件/月 (122%)	38,892 件/月 (78%)

【施策の方向性5】文化の拠点機能の強化(重点事業)

() は、評価指標の達成率

評価指標項目	評価指標項目 の説明	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
～R1 (11)文化交流ゾーンを 構成する施設の利用者 数	三重県総合文化センター(文化会館、生涯学習セン ター、男女共同参画センター)、県立美術館、県立 図書館、三重県総合博物館の利用者数の計	131 万人	132 万人	133 万人	134 万人	—	—	—
		140.5 万人 (107%)	150.6 万人 (114%)	140.8 万人 (106%)	128 万人 (96%)			
R2～ (12)県立文化施設の利 用者数	三重県総合文化センター(文化会館、生涯学習セン ター、男女共同参画センター)、県立美術館、県立 図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史博物館の利 用者数の計(アウトリーチ活動の参加者を含む)	—	—	—	—	152.3 万人	152.6 万人	152.9 万人
		—	—	—	—	51.2 万人 (34%)	65.4 万人 (43%)	90.9 万人 (59%)
(13)県立文化施設のウ ェブサイトへのアクセ ス件数	県立文化施設(三重県総合文化センター、県立美 術館、県立図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史 博物館)が管理運営するウェブサイトへの月平均 アクセス数	359,900 件/月	365,000 件/月	368,600 件/月	372,200 件/月	461,000 件/月	478,700 件/月	496,300 件/月
		410,284 件/月 (114%)	445,007 件/月 (122%)	443,552 件/月 (120%)	461,729 件/月 (124%)	346,325 件/月 (75%)	368,384 件/月 (77%)	438,413 件/月 (88%)
(14)県立文化施設間の 連携に係る取組数等	①県立文化施設間の連携事業の実施数 県立文化施設(三重県総合文化センター、県立美 術館、県立図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史博 物館)が連携して実施した事業の数	21 件	23 件	24 件	26 件	30 件	31 件	32 件
		28 件 (133%)	36 件 (157%)	30 件 (125%)	31 件 (119%)	35 件 (117%)	26 件 (84%)	31 件 (97%)
	②複数の県立文化施設を利用した人の割合 三重県総合文化センターの来館者アンケートに おいて、同センターの来館前後に他の県立文化施設 に「立ち寄った」あるいは「立ち寄る予定」と回答 した人の割合 対象施設：県立美術館、三重県総合博物館、斎宮歴 史博物館	41%	42.5%	43.5%	45%	—	—	—
		42.2% (103%)	31.2% (73%)	23.3% (54%)	32.9% (73%)			

評価指標項目	評価指標項目 の説明	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
(15)施設利用者の満足度 県立文化施設の来館者アンケートにおける次の項目について、4段階評価で「満足」、「やや満足」と回答した人の割合 ※R2からは、「満足」と回答した人の割合に変更	①展示内容 ※三重県総合文化センターを除く	90%	91%	92%	93%	77%	78%	79%
		91.4% (102%)	94% (103%)	94% (102%)	95.3% (102%)	71.7% (93%)	69.6% (89%)	71.7% (91%)
	同上 ②説明・キャプション（展示解説パネル等）のわかりやすさ ※三重県総合文化センターを除く	93%	94%	95%	96%	67%	68%	69%
		89.3% (96%)	91.3% (97%)	91.3% (96%)	92.6% (96%)	61.7% (92%)	58.8% (86%)	70.4% (102%)
	同上 ③職員の対応（言葉づかい・マナー、対応内容等）	96%	96%	96%	96%	71%	72%	73%
		93.8% (98%)	94.5% (98%)	94.2% (98%)	95.2% (99%)	70.5% (99%)	70.0% (97%)	68.0% (93%)
(16)アウトリーチ活動の参加者数	県立文化施設がさまざまな主体と連携して行う出張講座や移動展示等への参加者数	11,360人	11,600人	11,840人	12,080人	12,180人	12,200人	12,220人
		14,115人 (124%)	12,146人 (105%)	10,277人 (87%)	13,527人 (112%)	5,448人 (45%)	6,877人 (56%)	10,341人 (85%)
(17)市町等を支援した取組の数	県立文化施設が企画展示や公演事業、地域の自然・歴史文化資産の保存活用等を通じて市町や地域の文化団体などさまざまな主体を支援した取組の数	124件	127件	128件	130件	130件	131件	132件
		127件 (102%)	132件 (104%)	129件 (101%)	124件 (95%)	145件 (112%)	132件 (101%)	132件 (100%)